



発行所 三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033-4
編集者 杉本一男
発行人 杉本一男
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825-0000569

陣中見舞、激電お礼
三井鉱山、三池港務所の事
案上の首切りを含む大合理化
提案に対して、私たちは決起
集会、四日間の座り込み、さ
らに二十四時間ストでたたか
いました。激電、陣中見舞、
激電などをいただき心からお
礼を申し上げます。

三井鉱山 三池港務所

大合理化を強行

中央交渉決裂、スト・座り込みで抵抗

三井鉱山と三池港務所は七月十七日の賃金、期末交渉での低額回答について十八日、直轄・下請けの事実上の首切りを言
む大合理化を提案しました。提案理由では「生き残り」策だとしていますが、労働者に犠牲を強要する合理化は容認できな
いとの立場から、三池港務所は要求書を提出して二十四日と二十五日に港務所交渉を行ない、二十八日から中央交渉にあわせて
決起集会、座り込みなどを実施しましたが、中央交渉決裂にともない、三十一日抗議の二十四時間ストに突入しました。

提案の骨子

- ① 三井鉱山グループで、在籍人
員一、六四三人を六十二年十二
月末で、三七一一人に、さらに
③ 下請け業務を六十三年度末ま
でに直轄に切り替える。
- ② 三池港務所では、在籍人員三
九二人を六十四年三月末で二五
〇人に削減する(一四一人減
員)。
- ④ 関係会社、他会社への出向、
応援派遣、社外研修などを実施。
⑤ 転職援助制度を設け、転職希
望者への再就職を支援する。

人員削減

特別社員

① 再雇用者で、六十二年度中に
期限満了となる者は九月に、六
十三年度中の者は十二月で解雇
し、六十四年度以降の者は五十
八歳までとする。

三池港務所の 態度と要求

業のワンマン化。(3)通船の減船。
(4)制服、作業衣の更新期間の延
長。文化資金の見直し。残業食
の改訂など。

② 賃金、期末手当は五十七歳ま
では社員八〇〇、五十七歳以
上は七〇〇に切り下げる。

経費節減

① 五十歳以上の出向者は出先
に移籍する。

② 定年退職記念品の廃止。

③ 福利厚生費の五〇〇削減。

④ 一時休業手当を基準給与日額
の八五〇から、平均賃金の六〇
〇に切り下げる。

⑤ 組織の簡素化と業務処理方法
の見直し。

⑥ 鉄道の統廃、職制の見直し。(7)
流動配役の促進。(8)荷役課の常
時三交代制の廃止。(9)諸運転作

「三井鉱山と三池港務所は大合理化案を撤回
せよ」と要求、決起集会を開いた(28日)。



超低額の期末手当

前期に続いて 255,000円
港務所は 317,500円

前期配分	今期配分	賃付金は一律支給	
		前期配分	今期配分
給付給率計	給付給率計	122,458円 (48.02%)	122,604円 (48.08%)
家族手当	家族手当	4,000円 (2.53%)	4,000円 (2.63%)
本家勤労給	本家勤労給	1,900円 (0.73%)	1,900円 (0.68%)
0.06147 (0.02%)	0.06495 (0.02%)		
255,000円 (100.00%)	255,000円 (100.00%)		

配分交渉

三池港務所は、前期に比べての
超低額であることから配分につ
いては生活給部分の重視(本人給六
〇多など)を要求しましたが、会
社側は前期同額を理由に前期配分
と同様の配分案を示し強行となり
ました。支払いは八月七日十三時
三十分から十八時まで、本所経理
課で。(配分は別表参照)

港務所も決裂

港務所の期末は、人当たり平均
と賃付金三三、〇〇〇円。太平洋
は二六、〇〇〇円に賃付金三〇、
減)で会社強行となりました。

港務所賃上げ2%

賃金、期末で時限スト

三池港務所の春闘(賃上げ、そ
の他)は、経営悪化による一時休
業、合理化計画などを理由にして
延期されていましたが、七月十八
日の中央交渉で賃上げについては、
基本給増給額一人当たり平均三、
六五〇円(二%)が提示されまし
た。

三池港務所は超低額であることか
ら期末手当と合わせて認められな
いとして交渉は決裂、ストライキ
退職金は現行通りとなっています。

ついに和解成立

新たなたたかいへ

11・9
CO裁判

昭和三十八年の三井鉱山災害か
ら三十五年目。裁判提訴から十五
年目にようやく和解が成立。
長かった裁判闘争が決着しました。
六月二十三日、福岡地裁の谷水
裁判長から、原告・被告双方に示
された和解勧告は、和解金の低額
〇・遺族協定の存続と和解金

地底

「被爆者へ
目玉をき出し雨降
るなか」青木貞
雄「また青の信号
変わる原爆忌」占
部一孝、「見えて
くるフィルム燃え
る屋根が八月」江崎美実、「雲は
重たいわけでも八月」汐見陽(西
日本反核平和詩歌集第四集から)。
▼「首相の犯罪」に審判。
予想どおりではあったが、田中
はまたも控訴。裁かれているのは個
人だと、自民党の金権腐敗政治に
はどの反省もない。田中がロッキ
ード事件でふところになったのは五
億圓。これも「水山の一角」だっ
た。この政治は今も確実に受け継
がれている。辞職は当然、それは
中曽根内閣の責任でもある。

▼「庶民には増税。大企業や大
金持には優遇」という「マル優廃
止 法案を政府・自民党が決めた。
先のいっせいで地方選で自民党の
敗北、そして廃案にみられる国民
の審判にまたまた挑戦する心算だ。
「減税」の上積み、税率、非課税
対象範囲の拡大、実施時期の延長
など若干の手直しで骨格は不変。
怒りの声を急速に国会へ――。
▼「下請けの雇用と生活を」
と聞けば「直轄が生き残ることが
先決」と答える。「下請けなんか
構っちゃいねえ」と冷たいかぎり。
直轄には、首切りそのものの定年
延長の短縮、出向、転配、なんでも
雇に労働強化、加えて臨時休業。
考えられるありとあらゆる大合理
化の強行。それでも黙っている組
合もある。――三井鉱山の話。
▼「ありがたうございました」
「和解金が出るぞうです」が「非
提訴者からの電話。全体として道
義的責任が明らかになって二十六
億圓を超える和解金が出るが、そ
うなったのも裁判闘争の一つの成
果であり、心情的にどうあろうと
救済には変わりない。その人たち
こそ、たたかいた意義を最も感じ
ているのかもしれない。